

## 4) 愛媛県 渇水対応タイムライン

銅山川3ダム 貯水率	渇水の状況・期間	注意喚起 レベル	自治体		水利使用者 ※ (水道用水・工業用水・農業用水・発電)	県民・事業者	渇水 情報の 提供
			県・河川管理者	四国中央市			
100% ～ 70%程度	渇水発生前 30日程度 平時		<b>県民への水資源の啓発</b> ◆県ホームページ等による啓発 ◆水の日・水の週間における啓発 <b>平時からの適正な施設管理</b> ◆各庁舎等における節水の心掛け <b>事前行動・情報収集</b> ◆気象情報、ダム貯水率などを日頃から注視 ⇒渇水の兆候を把握 <b>適正な河川管理</b> 河川環境の維持・確認	<b>住民への水資源の啓発</b> ◆水資源や節水に関する広報 <b>平時からの適正な施設管理</b> ◆庁舎等の水回りの整備・点検 <b>事前行動・情報収集</b> ◆気象情報、ダム貯水率など	<b>平時からの適正な施設管理</b> ◆取水・送配水施設の整備・点検 <b>事前行動・情報収集</b> ◆気象情報、ダム貯水率に注意 ◆「工業用水使用者協議会」開催	<b>平時からの節水</b> ◆一般家庭・事業所での節水 ・風呂(ためる湯を減らす) ・洗濯、掃除(風呂の残り湯を使用) ・洗車、水やり(バケツを使用) ・炊事、歯磨き(こまめに蛇口を閉める)	・愛媛県HP (愛媛県の渇水状況) ※渇水時のみ掲載 ・四国中央市HP (渇水状況について)
70%程度～ 60%程度	自主節水 10日程度 貯水率が減少傾向にあり、 水利利用を自主的に 制限している状況	イエローレベル	<b>渇水対応に向けた連携強化</b> ◆四国中央市との連携強化 ◆渇水対策に係る庁内関係課間の情報共有の開始	<b>情報確認・住民への発信</b> ◆自主節水の情報発信 ・ホームページなど	<b>自治体からの情報の確認・対策検討</b> ◆工業用水<節水・調整> ・使用者への節水依頼 ・バルブ調整 ◆発電<節水・調整> ・節水運用に従った運転調整	<b>自治体からの情報の確認</b> ◆一般家庭・事業所での節水推進 ・風呂(ためる湯を減らす) ・洗濯、掃除(風呂の残り湯を使用) ・洗車、水やり(バケツを使用) ・炊事、歯磨き(こまめに蛇口を閉める)	同上
60%程度～ 10%程度	取水制限期 60%程度(第1次) 50%程度(第2次) 40%程度(第3次) 20%程度(第4次) 10%程度(第5次) 70日程度 貯水率の減少が進行し、段階的に水利利用の制限を強化している状況	オレンジレベル	<b>渇水対策の推進</b> ◆愛媛県渇水対策庁内連絡会議の設置 (複数市町で利水への具体的な支障が生じた場合に設置) ・節水PRの開始、県施設の節水対策 ◆愛媛県渇水対策本部の設置 (県民生活への著しい影響が生じた場合に設置) ・県独自の県民生活支援策の検討 ◆水融通の検討 ◆水利使用者・河川管理者間の協議(適宜) ・銅山川渇水調整協議会(吉野川ダム統管主催)	<b>渇水対策の推進</b> ◆「渇水対策本部」設置 [第1・2次取水制限時] ・渇水に備えた体制整備 (渇水対策本部設置準備など) [第3次取水制限時] ・「渇水対策本部」設置 ・節水呼びかけ(横断幕、ステッカー) [第4次取水制限時] ・節水呼びかけ強化(のぼり、大口需要者に文書発送、街宣車広報等) [第5次取水制限時] ・節水呼びかけ強化 ・公共施設の洗面所等のバルブ絞込 ◆水利使用者・河川管理者間の協議(適宜) ・銅山川渇水調整協議会(吉野川ダム統管主催)	<b>自治体からの情報の確認・対策推進</b> ◆工業用水<節水・調整> ・使用者への節水依頼 ・バルブ調整 ◆水道用水<節水・調整> [第3次～第4次取水制限時] ・使用者への節水啓発 [第5次取水制限時] ・水圧調整 ◆農業用水<節水・調整> [第3次～第5次取水制限] ・使用者への節水依頼 ・節水協力 ◆発電<節水・調整> ・節水運用に従った運転調整 ◆水利使用者・河川管理者間の協議(適宜) ・銅山川渇水調整協議会(吉野川ダム統管主催)	<b>自治体からの情報の確認</b> ◆一般家庭・事業所での節水強化 ・風呂(ためる湯を減らす) ・洗濯、掃除(風呂の残り湯を使用) ・洗車、水やり(バケツを使用) ・炊事、歯磨き(こまめに蛇口を閉める)	・愛媛県HP (愛媛県の渇水状況) ・四国中央市HP (四国中央市渇水対策本部の設置) (渇水状況について)
10%程度～ 0%	異常渇水期 貯水率が概ねゼロ 又はゼロの状況	レッドレベル	<b>渇水対策の強化</b> ◆代替水源の確保策の検討・実施 ・ダム底水利用検討・飲料水運搬等 ◆県独自の支援策の検討 ◆各機関との協力体制構築 ・国・民間からの支援受入れ ◆水融通の調整	<b>渇水対策の強化</b> ◆節水呼びかけ等の強化	<b>自治体からの情報の確認・対策強化</b> ◆利水者間での水融通	<b>自治体情報の確認</b> ◆自治体が発信する情報の確認・頻度の強化 ◆最低限の水利利用	同上

※この計画は、銅山川3ダムの貯水率を渇水レベルの基準として作成しているが、「水利使用者」には、銅山川3ダムの関係利水者(四国中央市(水道・工業用水)、愛媛県(特定かんがい)及び愛媛県公営企業管理局(発電))のほか、上流の別子ダムの関係利水者(住友共同電力株式会社及び新居浜市(工業用水))を含む。なお、別子ダムについては、鹿森ダムとの合計貯水量に応じて、三者連絡協議会(鹿森ダム、住友共同電力株式会社、新居浜市(工業用水))を開催し対策を行っている。)。

注)この計画は、今後吉野川水系銅山川で想定される異常渇水時等に対して、考えられる対策等の記載を行っているものであるが、実際に発生する渇水に対して、実施することが確定しているものではない。